

議案第25号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を市道に認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

宇治市長 松村 淳子

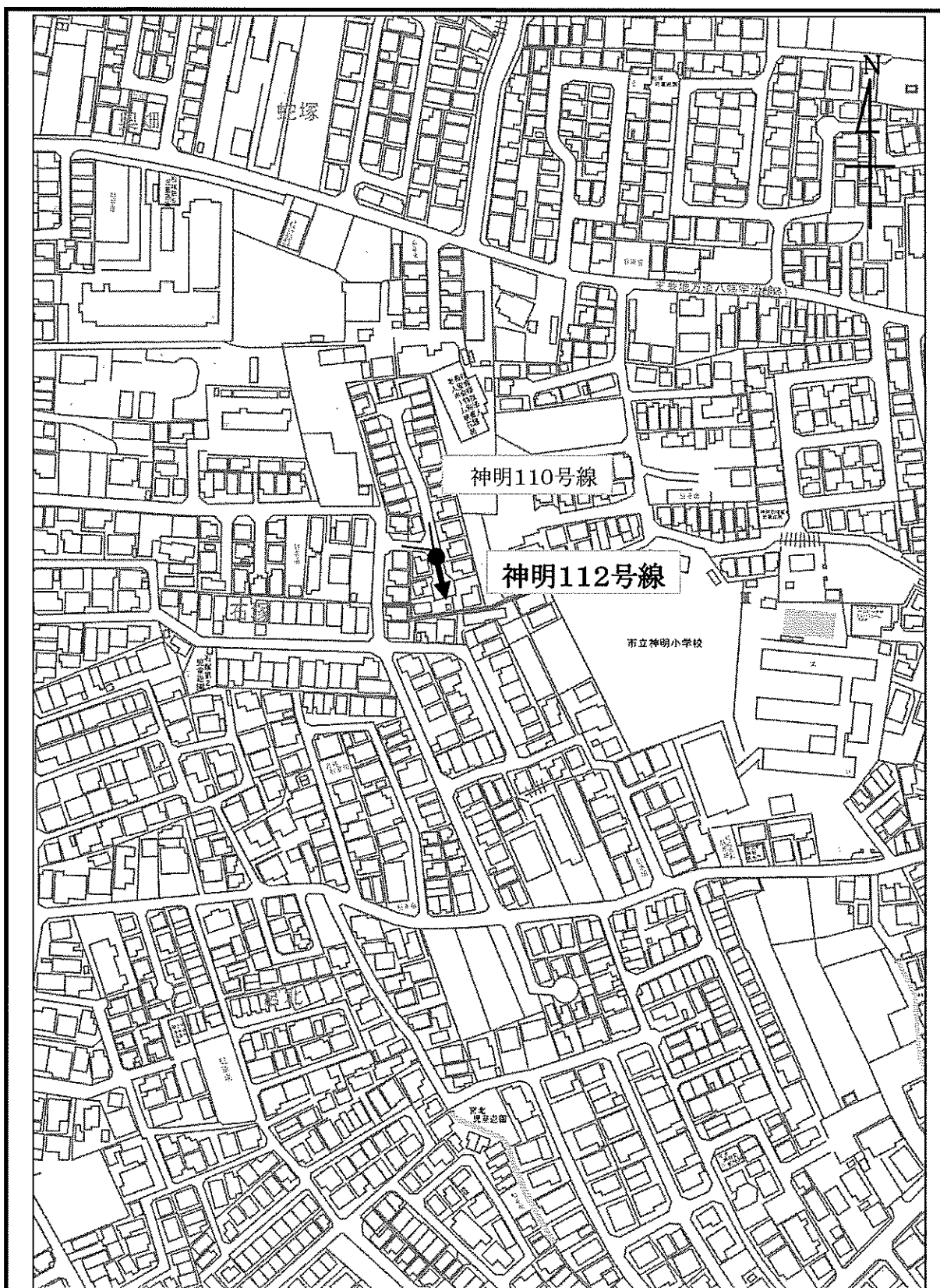
記

路線名	起終点	重要な経過地
神明112号線	神明石塚45番地の32 神明石塚45番地の30	
槇島町225号線	槇島町南落合17番地の18 槇島町南落合17番地の19	

(提案理由)

当該各路線は、地域の生活路線として公共性が高く、市道として維持管理することが適当と考え、認定しようとするものであります。

位置図(認定)



市道	神明112号線	延長	24.1 m	備考 開発行為
起点	神明石塚45番地の32	最小幅員	6.0 m	
終点	神明石塚45番地の30	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500

位置図(認定)



市道	榎島町225号線	延長	63.5 m	備考 開発行為
起点	榎島町南落合17番地の18	最小幅員	6.0 m	
終点	榎島町南落合17番地の19	最大幅員	6.0 m	

縮尺:1:2500